

中国における鳥インフルエンザA(H7N9)の患者の発生について

4月1日、中国において鳥インフルエンザA(H7N9)に感染した患者が発生したと、世界保健機関(以下「WHO」という。)が発表した。その後、感染が拡大しているため、現在までの対応状況を報告するもの。

※ 現時点では、ヒトからヒトへの感染は確認されていない。

1 患者発生状況等

4月18日現在(内閣官房の情報)

患者82名(4歳から87歳)、うち17名死亡(27歳から87歳)

(2市4省:上海市31名、江蘇省20名、安徽省3名、浙江省25名、北京市1名、河南省2名)

※ 患者の間に疫学的関連は確認されていない

※ 報道情報によると患者88名、うち17名死亡

(参考)

- ・中国農業省が、ニワトリ、ハトから鳥インフルエンザA(H7N9)ウイルスを検出した。(出典:内閣官房)
- ・中国のWHO共同センターによる暫定的な検査結果によれば、鳥インフルエンザA(H7N9)ウイルスは、ノイラミダーゼ阻害薬(オセルタミビルとザナミビル)に感受性があると示唆されている。(出典:内閣官房)
- ・鳥インフルエンザA(H7N9)感染予防のためのワクチンは現在ない。(出典:WHO Q&A)

2 対応

【国の対応】

○4月2日

- ・各都道府県等に対し、4月1日にWHOが発表した中国における鳥インフルエンザA(H7N9)の患者発生について情報提供

○4月3日

- ・各医療機関に対し、症例定義※1に合致する患者を診察した場合は、保健所へ情報提供を行うとともに、その患者の診療に当たっては、標準予防策※2を徹底するよう通知

○4月5日

- ・検疫体制を強化(中国の発生地からの入国者に対し、感染が疑われる症状が出た場合は、医療機関を受診するよう勧奨)
- ・各都道府県に対し、発生状況と政府の対応について情報提供
- ・内閣官房、厚生労働省及び国立感染症研究所が鳥インフルエンザA(H7N9)専用ホームページを開設

○4月10日

- ・中国からのウイルス株が国立感染症研究所に到着、ワクチン株の製造準備を進める

○4月15日

- ・国立感染症研究所から、PCR検査で用いる検査試薬等を各地方衛生検査所や検疫所

へ発送

- ・当面は各地方衛生検査所における検査結果がH7陽性となった場合に、国立感染症研究所で確認検査を行う旨の事務連絡を各都道府県、保健所設置市に発出

○4月18日

- ・検疫体制を強化（4月19日より、中国からの入国者で症状がなかった者に対して、注意喚起カードを配布し、異状が生じた場合は、最寄りの保健所に相談のうえ、医療機関を受診するよう呼びかけ）

- ※1 38度以上の発熱と急性呼吸器症状を有し、肺病変が疑われる者で、発症前10日以内に中国に渡航又は居住していた者
- ※2 手袋やマスク等の感染防護具の着用、汚染された器具の洗浄・消毒など、すべての患者に対して適用される基本的な感染対策

【県の対応】

○4月3日

- ・保健福祉環境事務所に対し、海外からの帰国者や医療機関からの相談に対し対応するよう、併せて、万一の新型インフルエンザ発生に備え、県行動計画に基づく帰国者・接触者相談センター※3の設置や医療機関との連携等について、体制を再確認するよう指示を行った。
- ・「福岡県新型インフルエンザ対策連絡会議」のメンバーに対し、発生状況等について情報提供し、認識を共有した。
- ・政令市、保健所設置市と現状・今後の対応等について情報交換し、認識を共有した。
- ・国からの症例定義に合致する患者の情報提供依頼等の通知を受け、医療機関に周知した。
- ・検疫所と定期的に対処状況について情報交換を行うとともに、市町村等関係機関に対し、情報提供を行った。

○4月4日

- ・県ホームページで県民に対して、ヒトからヒトへの感染が確認されていないことや、手洗い・手指消毒等の感染予防策について周知を行った。

○4月5日

- ・「福岡県新型インフルエンザ対策連絡会議」の庁内メンバーを含む28課による連絡会議を開催し、中国における鳥インフルエンザA（H7N9）の患者発生状況やこれまでの国と県の対応について情報を提供し、今後の対応について確認した。

○4月6日、4月8日～

- ・関係各課、保健福祉環境事務所、市町村、感染症指定医療機関及び専用外来設置医療機関に患者発生状況やこれまでの国と県の対応について情報を提供した。

○4月11日

- ・保健所設置市（福岡市、北九州市、久留米市及び大牟田市）との連絡会議を開催し、新型インフルエンザ発生時の体制整備と医療提供体制について確認した。

○4月12日

- ・庁内関係各課43課による連絡会議を開催し、中国における鳥インフルエンザA（H7N9）の患者発生状況や新型インフルエンザ等対策特別措置法、福岡県新型インフルエンザ等対策本部条例について情報を提供した。

○4月16日

- ・保健福祉環境事務所課長会議を開催し、新型インフルエンザ発生時の体制整備と医療提供体制について確認した。

- ※3 新型インフルエンザ患者の発生が確認された場合に、感染している可能性の高い、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者で発熱等症状を有する者を対象とした相談窓口

相談件数（累計）

	保健福祉環境事務所への相談件数累計（政令市等保健所設置市分）		
	医療機関	県民	その他市町村等
4月19日9時現在	11（5）	6（3）	5（1）

主な相談内容

- ・院内感染対策について（医療機関）
- ・症例定義に合致する患者を診察した場合の保健所への情報提供方法について（医療機関）
- ・中国からの帰国者への対応について（県民）
- ・中国へ行く場合の予防策について（県民）
- ・鳥インフルエンザA（H7N9）の発生状況等について（市町村）